

## 2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

### (1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

#### ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度 77名の候補者を受入れ

#### イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学しながら資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・ 平成21年度
  - 【就労コース】 190名の候補者を受入れ
  - 【就学コース】 27名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度
  - 【就労コース】 72名の候補者を受入れ
  - 【就学コース】 10名の候補者を受入れ

### (2) 平成23年度の受入れ

平成23年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチングを経て、6月頃に入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

なお、フィリピン就学コースのスケジュールについては、追ってお知らせする。

### (3) 候補者に対する学習支援策（平成23年度予算案）

平成23年度は、平成20年度に受け入れた候補者が初めて介護福祉士国家試験を受験する年度である。

当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、平成23年度予算案においては、本年度実施している日本語習得の支援に加えて、新たに、介護専門知識習得の支援のための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

#### ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する。

補助率	定額 (10/10)
候補者1人当たり年間23.5万円以内	

#### ※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

#### イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

本年度実施している日本語習得のための集合研修に加えて、新たに、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修、就労・研修2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

#### (4) 介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、本年度から、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にすることとした。

見直しに当たっては、「利用者の安全確保に影響がないか」「専門職として当然知っておくべき用語か」「関係職種と連携して業務を行う上で支障が生じないか」といった観点から検討を行ったところであり、その結果、以下の方針で対応することとなった。

なお、候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは、平成23年度以降である。

- ・ 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。
- ・ 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

#### (5) 各自治体への情報提供等

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、受入実態調査の結果、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。

今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

なお、自治体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般の御協力を御願いたい。

#### (6) EPAを巡る今後の動向

介護福祉士等の受入れを巡る様々な課題について検討し、本年6月までに基本的な方針を策定するため、現在、国家戦略担当大臣の下に、関係府省の副大臣級が構成員となっている「人の移動に関する検討グループ」が設置されている。

本検討グループにおける検討結果についても、「EPA通信」等を通じて定期的に情報提供していく予定であるので、御了知願いたい。

### 3 独立行政法人福祉医療機構について

#### (1) 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

また、これまでの行政刷新会議事業仕分けの結果等を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置等を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日）が閣議決定され、この基本方針に沿って機構の事務・事業についても見直しを図ることとしている。

#### (2) 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は、長寿・子育て・障害者基金を廃止し、平成22年度に創設した補助金であるが、昨年度は、既に長寿・子育て・障害者基金の助成要望の受付を終えていたため、補助金への円滑な移行を図るため、補助金としての助成要望があったものとみなして取り扱うとともに、これまでの基金事業で培ってきた助成のノウハウを一部継続し、助成事業を行ったところである。

平成23年度については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。」とされたところである。

このため、現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的に、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視していくため、次のとおり助成事業の見直しを行うこととしている。（詳細別紙参照）

## 【助成対象事業】

- 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動・社会参加促進活動支援事業」
- 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

機構において平成23年度事業にかかる募集要領を機構のホームページに掲載しているところであり、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いいたしたい。また、現在、全国9か所で機構主催の助成事業（募集）説明会を実施しているので、その活用も図られたい。

なお、応募の締切は4月15日（必着）とされているので、ご留意願いたい。

（参考 機構ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>）

### （3）福祉貸付事業について（平成23年度予算（案））

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、安心子ども基金など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費予算が計上されたことを踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いいたしたい。

また、機構主催で、平成23年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成23年3月15日）が開催される予定であるため、積極的な参加をお願いしたい。

#### ① 貸付規模

資金交付額 2,895億円（うち福祉貸付 1,526億円）

#### ② 貸付条件の見直しについて

##### ア 償還期間等の延長

施設の規模、建替のサイクル及び耐用年数等を勘案し、以下の表のとおり償還期間等の延長を図る。

建築資金 (貸付金額2,000万円以上の場合)	耐火構造	準耐火構造	耐火・準耐火構造 以外
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム ケアハウス	30年以内 (据置3年以内)	20年以内 (据置2年以内)	15年以内 (据置2年以内)
ユニット型特別養護 老人ホーム		25年以内 (据置3年以内)	

イ 一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率等の優遇措置

一般財源化された施設であって政策優先度の高い改築整備について融資条件の優遇措置を講ずる。

- ・対象施設：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上に限る）  
ケアハウス（定員30人以上に限る）
- ・融資率：一律90%に引き上げ

ウ 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。

- ・建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
- ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（例：太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
- ・融資率：一律90%に引き上げ

エ 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付

地震、水害など災害の発生や新型インフルエンザなど感染症の発生等により、施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対して、迅速かつ機動的な融資を図るため、経営資金の貸付を行う。

- ・償還期間等：10年以内（据置1年以内）
  - ・貸付利率：財政融資資金借入金利（5年）と同率
- オ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和
- ・優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度
  - ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて一律90%に引き上げ
- カ 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）
- ・融資率：一律80%引き上げ
- キ 障害者グループホーム、ケアホームの融資の相手方の拡大
- ・融資の相手方：NPO法人、営利法人を追加
- ク 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ
- ・融資率
    - 地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率+5%
    - 災害復旧整備：一律90%に引き上げ
- ケ 22年度末で期限を迎え、引き続き期限付きで特別措置が認められたもの
- ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
  - ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長  
(平成27年度まで)
  - ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
- コ 融資率の引き下げ及び融資の廃止
- (ア) 融資の廃止
- ・対象施設：児童遊園、職員宿舍
- (イ) 融資率の引き下げ（融資率：70%→50%）
- ・対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓

練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者  
小規模通所授産施設

(ウ) 融資率の引き下げ（融資率：75%→70%）

・対象施設：身体障害者福祉センター、盲人ホーム、補装具製作施設、障害者  
生活支援センター、盲導犬訓練施設、母子休養ホーム、母子福祉  
センター、地域福祉センター

※ ただし、(イ) 及び (ウ) については、災害復旧事業、アスベスト対策事業、  
耐震化基金事業及び工賃倍増計画による整備に係るものを除く

### ③ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金  
融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸  
付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会  
福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料16参照）

## (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

① 平成23年度予算額（案）	213億円
(ア) 給付予定人員	59,215人
(イ) 給付総額	771億円

### ② 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給  
遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県におい  
ては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見される所。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生すること  
は、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成  
22年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付す  
るようお願いしたい。

また、平成23年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお  
願いしたい。



(別紙) 平成23年度社会福祉振興助成事業(案)

目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う。

助成テーマ	支援の枠組み	実施形態	事業効果
<b>政策課題を踏まえたテーマ</b> (国が行うべき助成対象テーマを設定する)	<b>福祉活動・社会参加促進活動支援事業</b> 個々の団体が実施する社会福祉振興に資する創意工夫ある事業又は高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業	個々の団体による実施	○NPO法人等の育成及び立ち上げ支援 ○障害者スポーツの普及、福祉用具の開発等
	<b>地域連携活動支援事業</b> 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉の谷間や制度外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業	地域の複数団体のネットワークを活用して実施	○複数団体による連携・協(共)働の育成 ○ネットワークの構築 ○相互ノウハウの共有
	<b>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</b> 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業	全国的・広域的な組織・ネットワークを活用して実施	○多様な社会資源の活用 [社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業等]

支援の枠組みの考え方

	福祉活動・社会参加促進活動支援事業	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
助成の要件	個々の団体が実施する事業であること。	核となる団体が他の団体等と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。	同一の都道府県内で活動する事業であること。
対象となる事業	【福祉活動支援事業】 別添1の1～5に該当する事業 【社会参加促進活動支援事業】 別添2に該当する事業	複数の都道府県で活動する事業であること。	別添1の①～④に該当する事業に限ること。

※一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としない。

福祉活動支援事業	地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
<b>1 高齢者・障害者が地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者の孤立防止、自立生活の支援に関する事業</li> <li>○ 高齢者・障害者と介護を担う家族の支援に関する事業</li> <li>○ 在宅の高齢者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 配食や買い物などの生活支援を通じた見守りにより、高齢者・障害者の社会からの孤立を防止する事業</li> <li>② 障害者の特性に応じた自立生活の支援に関する事業</li> <li>③ 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業</li> <li>④ 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業</li> <li>⑤ 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業</li> <li>⑥ 老老介護世帯の支援に関する事業</li> <li>⑦ 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業</li> <li>⑧ たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業</li> <li>⑨ 介護福祉士等に対するたんの吸引等医療的ケアに関する研修事業</li> </ul>
<b>2 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</li> <li>○ 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</li> <li>⑪ 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護のための相談支援事業</li> </ul>
<b>3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</li> <li>○ ひとり親家庭への支援に関する事業</li> <li>○ 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</li> <li>⑬ ひとり親家庭の親の就労支援事業</li> <li>⑭ 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業</li> <li>⑮ 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業</li> <li>⑯ 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業</li> <li>⑰ 虐待・DV被害者の自立支援に関する事業</li> <li>⑱ 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業</li> </ul>

<b>4 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</li> <li>○ 薬物・アルコール中毒者等への福祉的な支援に関する事業</li> <li>○ 福祉的支援が必要な者に対する支援者の確保・育成等に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</li> <li>⑳ 多重債務者、低所得者等に対する福祉施策の利用や家計管理などの指導・助言等に関する事業</li> <li>㉑ 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業</li> <li>㉒ 薬物・アルコール中毒者への社会復帰支援事業</li> <li>㉓ 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業</li> </ul>
<b>5 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉔ 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</li> </ul>

社会参加促進活動支援事業
<b>1 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業</li> </ul>
<b>2 障害者スポーツを支援する事業</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者スポーツの育成・強化に関する事業</li> <li>○ スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業</li> </ul>
<b>3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の生きがいと健康づくり活動の全国的な振興に寄与する事業</li> <li>○ 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業</li> </ul>